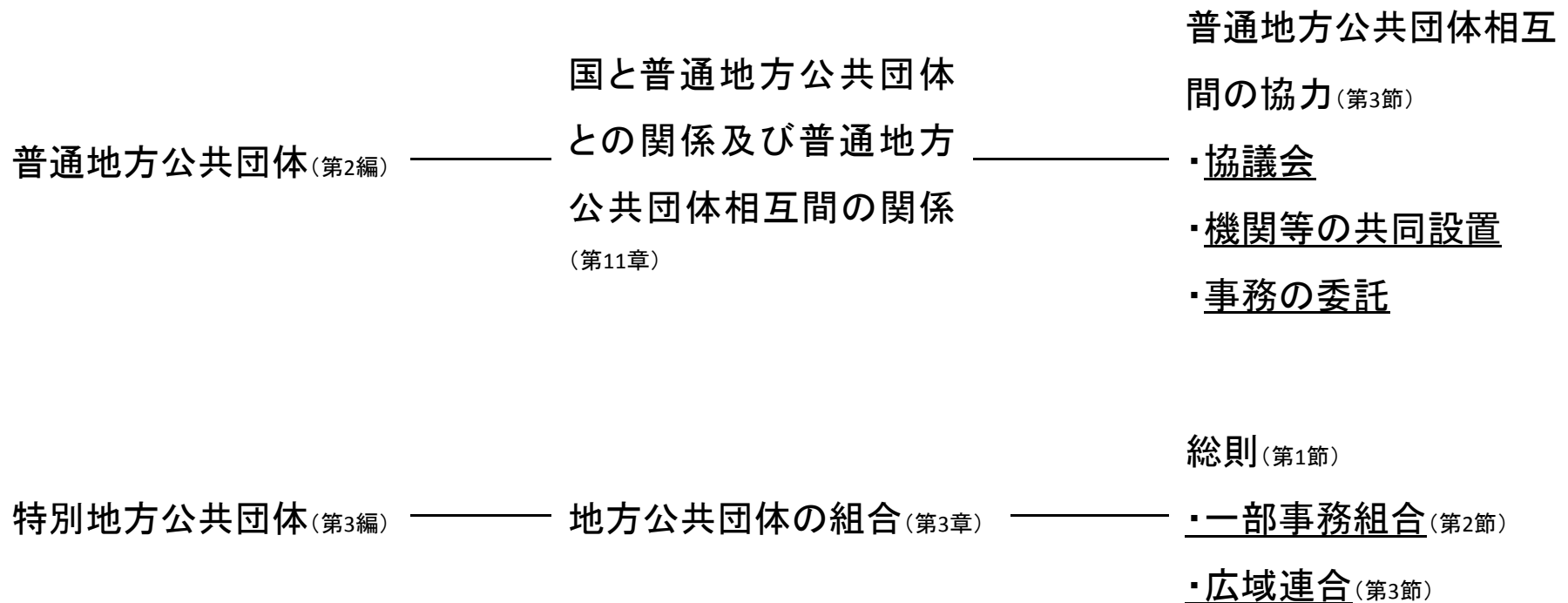


広域連携等について

地方自治法の共同処理の規定

- 現在の地方自治法においては、共同処理の制度ごとに、規約の手續や必要的記載事項等が定められている。

地方自治法の構成



現行の事務の共同処理の仕組み（概要）

共同処理制度	制度の概要
<p data-bbox="181 427 215 852">法人の設立を要しない簡便な仕組み</p> <p data-bbox="230 403 647 539">協議会</p> <p data-bbox="230 571 647 707">機関等の共同設置</p> <p data-bbox="230 738 647 874">事務の委託</p>	<p data-bbox="712 403 2029 539">地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。</p> <p data-bbox="712 571 2029 707">地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。</p> <p data-bbox="712 738 2029 874">地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。</p>
<p data-bbox="181 970 215 1294">別法人の設立を要する仕組み</p> <p data-bbox="230 970 647 1106">一部事務組合</p> <p data-bbox="230 1145 647 1281">広域連合</p>	<p data-bbox="712 970 2029 1106">地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p> <p data-bbox="712 1145 2029 1281">地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。</p>

共同処理制度の活用状況

共同処理制度	設置件数(委託件数)	主な事務の件数					
		広域行政計画等に関するもの		視聴覚教育		消防(通信指令等)	
協議会	191	31	16.2%	25	13.1%	14	7.3%
機関等の共同設置	400	介護保険(介護認定審査等)		公平委員会		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		131	32.8%	113	28.3%	108	27.0%
事務の委託	5,668	公平委員会		住民票の写し等の交付		競艇(場外発売等)	
		1,165	20.5%	1,159	20.4%	853	15.0%
一部事務組合	1,546	ごみ処理		し尿処理		消防、救急	
		398	25.7%	352	22.8%	282	18.2%
広域連合	115	後期高齢者医療		介護保険(介護保険事務等)		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		51	44.3%	46	40.0%	32	27.8%

共同処理制度の比較

一部事務組合 広域連合

- 設置等の協議については、構成団体の議会の議決を経る必要がある。
- 設置には総務大臣又は都道府県知事の許可を要する。
- 法人格を有する。
- 一部事務組合・広域連合によって処理することとされた事務は、各構成団体において処理すべき事務でなくなる。
- 一部事務組合・広域連合は条例等の制定権を有する。

事務の委託

- 委託等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。
- 委託したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。
- 委託することとされた事務は、委託した地方公共団体において処理すべき事務でなくなる。
- 規約において、委託した地方公共団体に対する管理・執行に係る情報提供等について規定することは可能である。
- 別に規約で定めるものを除き、受託した地方公共団体は、当該地方公共団体の条例等により事務を処理する。

機関等の共同設置

- 設置等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。
- 設置したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。
- 共同処理することとされた事務は、引き続き各関係地方公共団体において処理すべき事務である。
- それぞれの関係地方公共団体の条例等により事務を処理する。

協議会 (管理執行協議会)

- 設置等の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。
- 設置したときは総務大臣又は都道府県知事への届出を要する。
- 法人格を有しない組織を有する。
- 共同処理することとされた事務は、引き続き各関係地方公共団体において処理すべき事務である。(各関係地方公共団体の長等の名において事務を管理執行。)
- いずれの関係地方公共団体の条例等により事務を処理することとするかは、規約により定める。

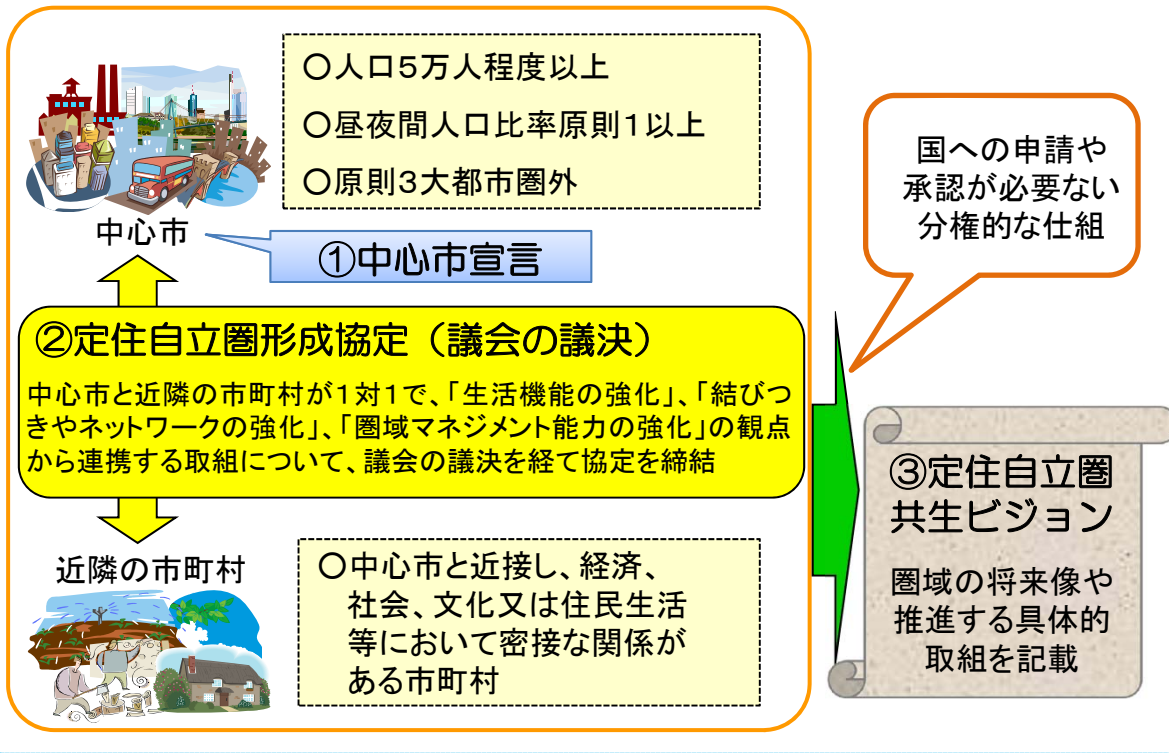
中心市と近隣の市町村の連携①

○ 定住自立圏構想

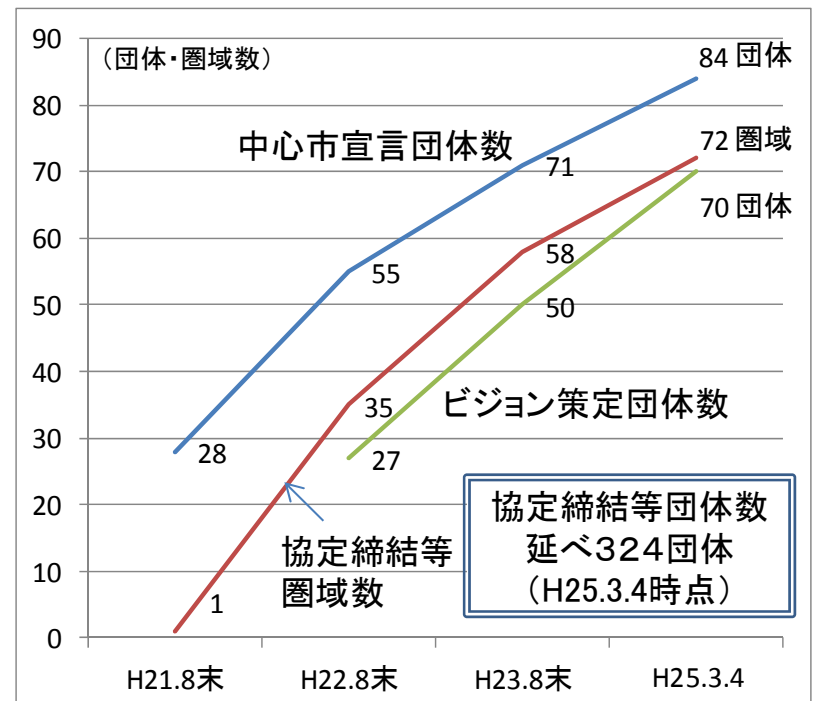
基本的考え方～集約とネットワーク化

中心市と近隣の市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き



定住自立圏構想の取組状況



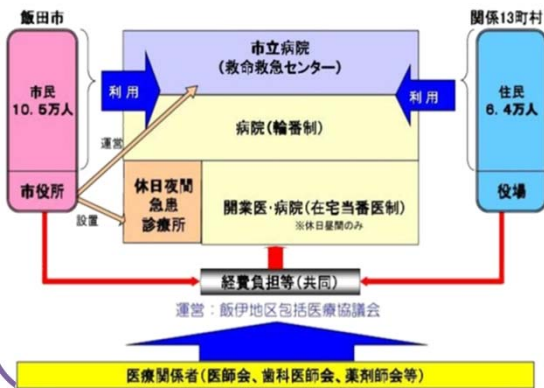
中心市と近隣の市町村の連携②

○ 南信州定住自立圏の取組例

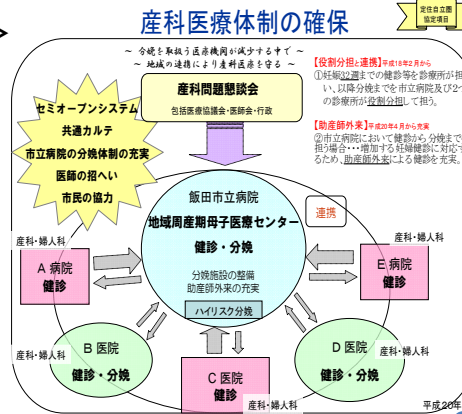
構成市町村	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、秦阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村				
中心市宣言日	平成21年3月24日	協定締結日	平成21年7月14日	ビジョン策定日	平成21年12月24日

生活機能の強化

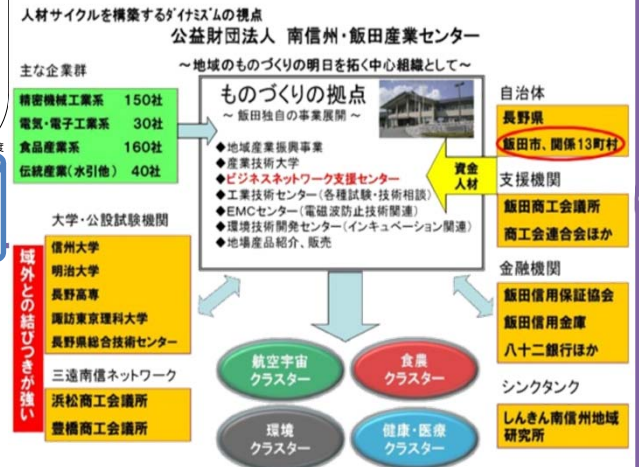
＜救急医療体制の確保＞
休日夜間当番制について支援



＜産科医療体制の確保＞
セミオープンシステム
及び共通カルテの運用など、地域の医療機関と連携した取組



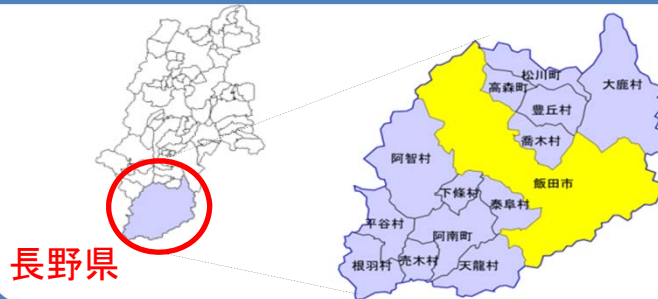
＜産業センターの運営等＞
産業センターの施設及び人員を充実させ、圏域内の企業の人材育成、新事業展開、新規創業等を支援



＜地域公共交通ネットワークの構築＞
バス路線等の効果的かつ効率的な運行



若者達が定着し、多彩な「人材」が将来にわたり往来する活気にあふれ
美しく心が響き合い安心して暮らすことができる「南信州定住自立圏」



＜人材育成等＞
合同研修、圏域外の
専門家の招へい



＜図書館ネットワークシステムの構築＞
それぞれの図書館が所蔵する図書等の資料の情報を共有し、当該情報を利用することができるシステムを構築・運用

結びつきやネットワークの強化

圏域マネジメント能力の強化

中心市と近隣の市町村の連携③

○ 南信州定住自立圏における中心市の主なメリット (飯田市からの聞き取りによる)

○ 南信州定住自立圏の事例では、救急医療体制の確保や産業センターの運営による産業振興、公共交通の利便性の向上、図書貸出の利便性の向上など、圏域全体のメリットのみならず、中心市にもメリットのある取組となっている。(臨時的・緊急的課題への対応において、中心市が担う圏域全体のマネジメントがしやすくなったというメリットも生じている。)

○ 救急医療体制の確保

圏域の中核病院として市立病院が位置づけられ、一次医療、二次医療を担う病院、医院等との役割分担により圏域医療を支えていく仕組みが明確化した。

○ 産業センターの運営による産業振興

産業センター(圏域内の中核的産業支援機関)を運営し、工業製品の測定機器の整備を進めたり、新たな産業クラスターの形成や共同受発注グループによる新製品開発の支援を行うことで、産業振興を推進した。

○ 公共交通の利便性の向上

JR飯田線や中心市街地、飯田市立病院への接続を軸とした、地域公共交通ネットワークを構築することで、近隣の町村との間における公共交通の利便性が向上した。

○ 図書貸出の利便性の向上

圏域内の各図書館の所蔵内容、貸出状態が一目でわかり、希望する図書の予約ができるようになったことから、飯田市民による他町村の図書の貸出が増加し、圏域全体の図書の活用が図られた。

※ このほか、リーマンショックへの対応として、関係町村と足並みをそろえた雇用奨励補助金を制度化することで、高校卒業者の圏域内企業への就職を支援し、圏域全体の雇用環境の整備を進めるなど、中心市が担う圏域全体のマネジメントがしやすくなったというメリットも生じている。

中心市と近隣の市町村の連携④

○ その他の圏域における中心市のメリット (取組自治体からの聞き取りによる)

○ 圏域医療体制の充実

中核病院と診療所の機能分担を徹底し、行政と住民団体との協働による適正受診の啓発を推進するとともに、夜間急病センターにおける小児科の運営を近隣の市町村と共同で行うことによって、中核病院の夜間や休日の救急患者数が減少した。
＜宮崎県北定住自立圏(延岡市)＞

○ 消費生活相談の充実

消費生活に関する相談業務を、中心市の消費センターを拠点として圏域全体で運営することによって、多様化する消費生活問題についての事例やノウハウを広域的に共有することが可能となった。
＜宗谷定住自立圏(稚内市)＞

○ 圏域ブランドの構築

地域の特色である「食」や「農林漁業」を柱とした産業政策「フードバレーとかち」を圏域の町村と一体となって取り組むことにより、十勝全体の魅力向上につながっている。
＜十勝定住自立圏(帯広市)＞

○ 公共交通ネットワークの構築

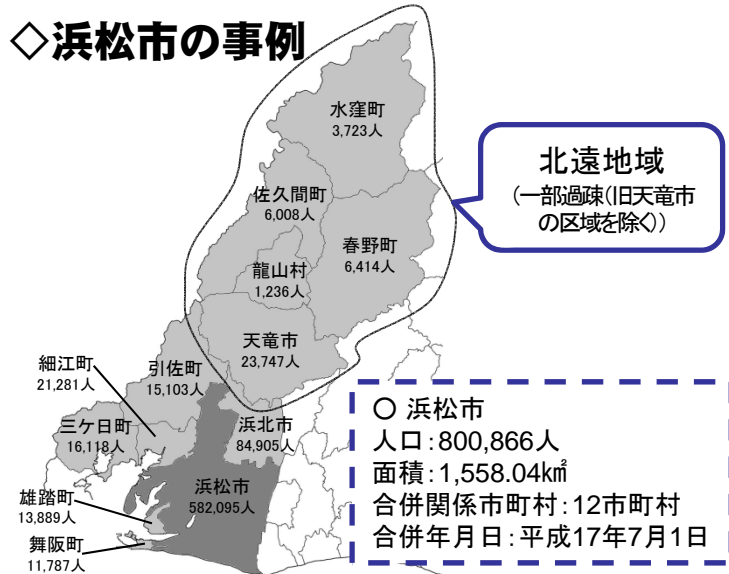
中心市と県庁所在地の間を結ぶ直行バス(フェリー乗船時の乗換え無し)を運行するとともに、中心市と近隣の市町村をつなぐ路線バス等と接続調整することにより、圏域を訪れる人の流れの創出や地域住民の利便性の向上が図られた。
＜大隅定住自立圏(鹿屋市)＞

○ 移住・交流の推進

行政・民間企業・宅建協会が連携し、圏域の空き家に関する情報をホームページで公開することによって、圏域全体として効果的に情報発信を行うことが可能となり、移住希望者が増加した。
＜ちちぶ定住自立圏(秩父市)＞

中心都市と近隣市町村との合併

◇浜松市の事例



○ 合併前の近隣市町村の地域における行政サービスの充実

① 消防ヘリコプターの運航

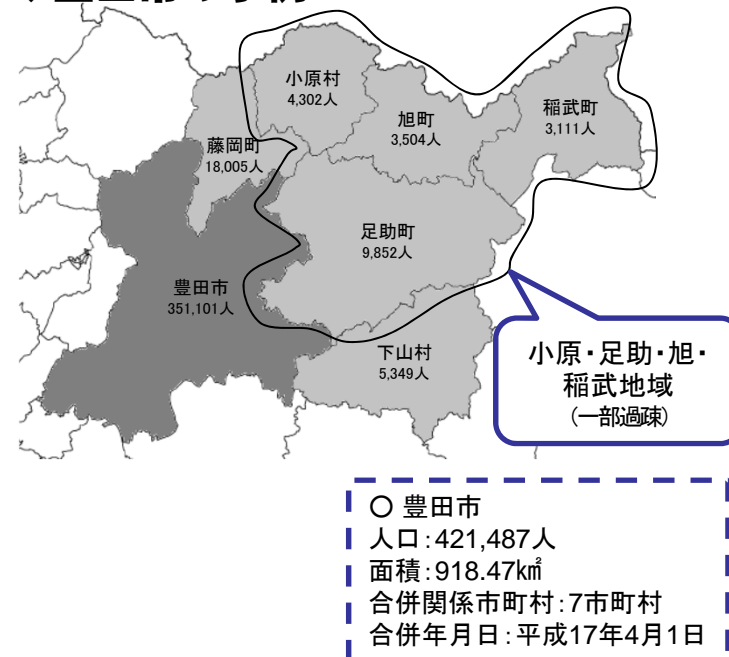
〔平成22年度より消防ヘリコプターを運航。5割以上が北遠地域への出動 68件/128件(平成24年)〕

② 過疎地等におけるがん診療等の医療体制の充実

〔市内の4つのがん診療連携拠点病院等との協力関係の構築により、北遠地域唯一の公立病院である佐久間病院における、がん医療の相談支援体制を充実(平成25年度～)
・浜松市医療センターから佐久間病院に対して婦人科の医師を派遣し、婦人科専門外来を創設(平成25年度)等〕

③ 上水道施設の統合などにより、安定的な供給体制を整備し、水質を向上

◇豊田市の事例



○ 合併前の近隣市町村の地域における行政サービスの充実

① へき地医療拠点病院の改築事業

〔中山間地域を診療圏とする足助病院の耐震・老朽化対策のための施設改修に対して補助〕

② 子育て支援策を充実

〔旧町村地域において子育て支援センターを整備(4か所)するなど、子育てしやすい環境づくりを推進〕

③ 交通基盤の整備

〔都心・駅・支所などを相互に連絡する「基幹バス」(旧町村地域で9路線)や地域内を循環する「地域バス」を運行(同6地区)〕

※ 内の人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)に基づくもの。
 ※ 内の面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」(国土地理院、平成22年10月1日現在)に基づくもの。
 ※ 地図内の市町村名は、合併前の旧市町村名を記載。
 ※ 地図内の人口は、平成12年国勢調査(平成12年10月1日現在)に基づくもの。

定住自立圏形成協定と地方自治法上の共同処理の制度

- 定住自立圏形成協定は、地方自治法第96条第2項に基づき議会の議決を経て、地方自治体相互の合意に基づき役割分担を定めた協定という形式をとるもの。
- 法律上、本協定を位置付けるものは存在しないため、私法上の契約行為となる。
- 定住自立圏形成協定は協力関係全般に関するものであるが、実際に事務の共同処理を実施していくにあたり、その内容に応じて別途地方自治法上の共同処理の制度に係る規約を定める必要がある。

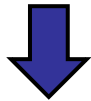
○ 地方自治法上の共同処理の制度を活用している事例

No.	都道府県	定住自立圏	中心市	連携市町村	定住自立圏協定に基づく取組	地方自治法上の共同処理の制度を活用している事務	方式
1	山形県	山形定住自立圏	山形市	上山市 天童市 山辺町 中山町	休日・夜間における診療体制の充実 子育て支援センターの相互利用 産学連携交流会の拡大 消防事務の受委託 等	消防事務	事務の委託 (山形市←山辺町・中山町)
2	三重県	旧員弁郡定住自立圏	いなべ市	東員町	災害医療体制整備 員弁地区介護認定審査会 手話通訳等派遣 教育研究所設置・運営 等	手話通訳等派遣事務	事務の委託 (いなべ市←東員町)
						介護認定審査会	機関等の共同設置 (いなべ市・東員町)
3	鳥取県 島根県	中海圏域定住自立圏	米子市 松江市	境港市 安来市	圏域内体育・文化施設の相互利用 学校給食への特産食材使用 環日本海定期貨客船支援 汚水処理事務 等	汚水処理事務	事務の委託 (米子市←安来市)

大阪府における行政機関等の共同設置①

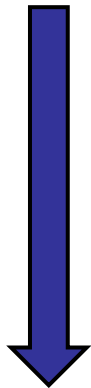
○ 経緯

- ・大阪府では、平成21年3月に策定した「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき、府内市町村への権限移譲を推進。
- ・府からの権限移譲の受け皿となり、真の地方分権の担い手となるためには池田市、箕面市、豊能町、能勢町による広域連携を進め、効率的な行財政運営を図る必要。(※)



(※) 共同処理方式で移譲を受ける場合、年間人件費約1億2千万円の抑制効果(導入時試算)

- ・2市2町において、権限移譲の受け皿組織として内部組織を共同して設置することで合意。



※平成23年8月地方自治法の一部を改正する法律施行。
共同設置を行うことができる機関等を拡大。

※共同設置を行うことができる機関等

改正前

- ・委員会又は委員
- ・附属機関
- ・普通地方公共団体の長の事務を補助する職員
- ・委員会又は委員の事務を補助する職員
- ・専門委員

+

改正により対象となったもの

- ・議会議務局(その内部組織)
- ・行政機関
- ・長の内部組織
- ・委員会又は委員の事務局(その内部組織)
- ・議会の事務を補助する職員

- ・平成23年10月1日、2市2町は、大阪府から各市町に権限移譲された事務(福祉、まちづくり等)を処理するために内部組織を共同設置。

○ 機関等の共同設置方式を選択した理由

- ・仕組みができるだけ簡便であること(新たに法人格を有する組織をつくる必要がないこと)
 - ・各構成団体の主体性が維持されること(首長・議会の権限が移動しないこと)
- などから、機関等の共同設置方式を選択。

大阪府における行政機関等の共同設置②

- 平成23年8月の地方自治法の一部を改正する法律の施行により新たに対象とされた行政機関等の共同設置の事例は3件(すべて大阪府内の市町村)(平成24年7月1日現在)
- いずれの事例も「長の内部組織」の共同設置
- 大阪府から各市町村に権限移譲された事務等进行处理

池田市、箕面市、豊能町、能勢町 (域内人口:267,763人)

(1)組織及び処理事務 (共同設置した課は「共同処理センター」と総称)

- ・広域福祉課(福祉部門[児童福祉除く])
- ・広域まちづくり課、広域交通・総務課(まちづくり、土地利用規制)
- ・広域子ども支援課、広域幼児育成課、広域子育て応援担当、広域人権国際課(児童福祉部門)
- ・広域環境をまもる課(公害部門)
- ・広域商工観光課、広域公園課(生活安全部門、産業振興部門)

(2)設置年月日

- ・平成23年10月1日

富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 (域内人口:327,568人)

(1)組織及び処理事務

- ・広域まちづくり課(まちづくり・土地利用規制分野)
- ・広域福祉課(福祉分野)

(2)設置年月日

- ・平成24年1月1日

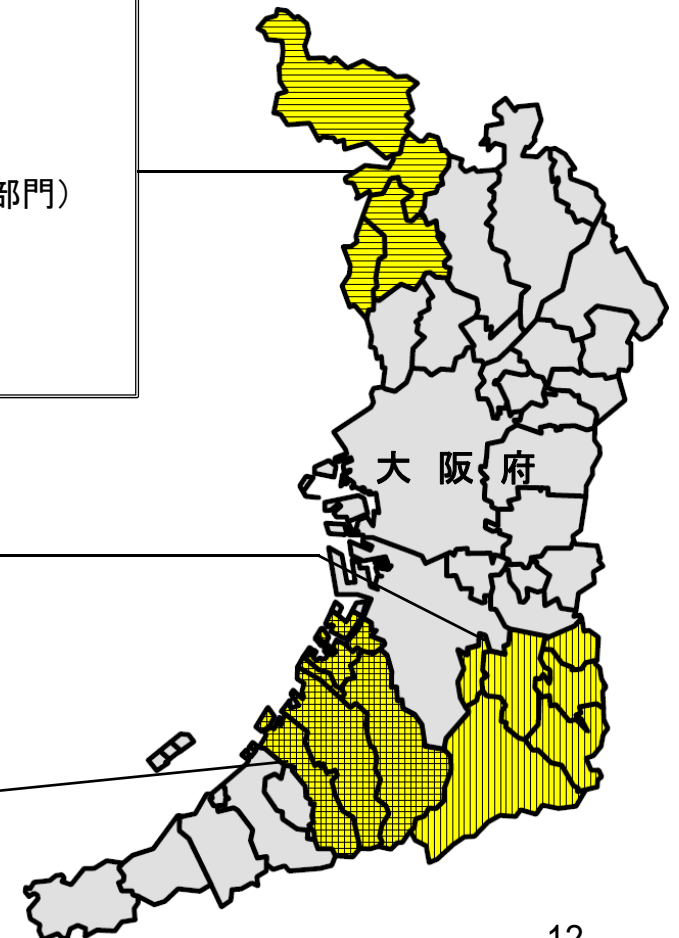
岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市、忠岡町 (域内人口:630,010人)

(1)組織及び処理事務

- ・広域事業者指導課(福祉分野)

(2)設置年月日

- ・平成24年4月1日



大阪府豊能地区教職員人事協議会の設置①

○ 経緯

- ・中央教育審議会答申(平成17年10月26日)(抜粋)
「義務教育諸学校は、市区町村が設置し教職員も市区町村の職員でありながら、給与負担と人事権が都道府県にあるため、県費負担教職員が地域に根ざす意識を持ちにくくなっていること、また、より教育現場に近いところに権限をおろすべきであることなどから、人事権についても都道府県から義務教育の実施主体である市区町村に移譲する方向が望ましいと考えられる。」
- ・文部科学副大臣が大阪府知事に示した考え方(平成22年4月30日)(抜粋)
文部科学副大臣から、大阪府知事に対し、県費負担教職員の任命権について、「事務処理特例制度を活用し、市町村が処理することとすることは可能」との考え方が示された。



- ・これを受け、平成22年12月、教職員人事権の移譲を受けることで、豊能地区(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)の首長・教育長が合意。
- ・平成23年6月に大阪府議会において事務処理特例条例可決。



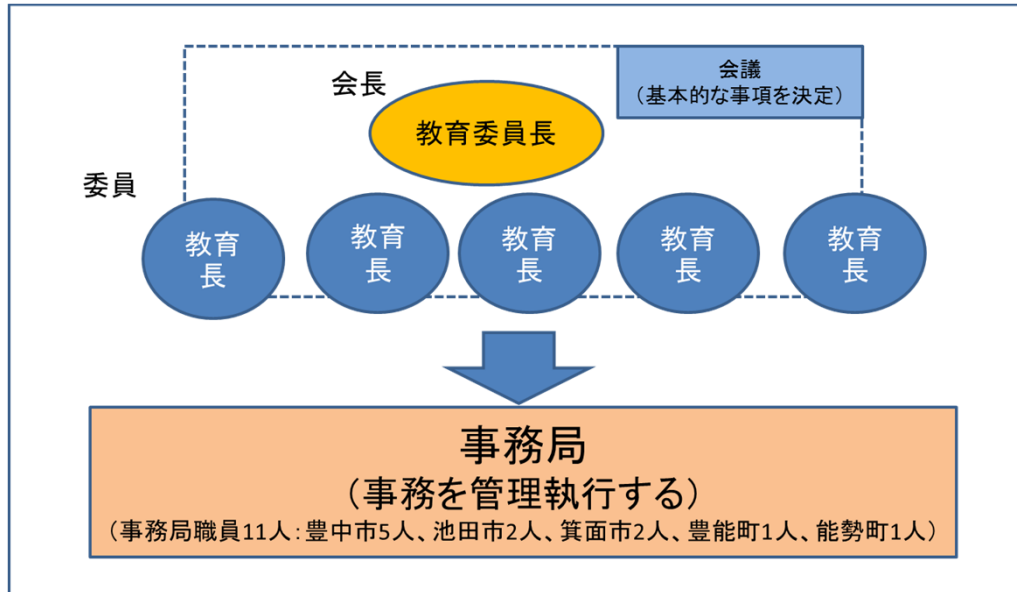
- ・平成24年4月1日に3市2町において教職員人事に関する事務を処理する協議会を設置。

○ 協議会方式を選択した理由

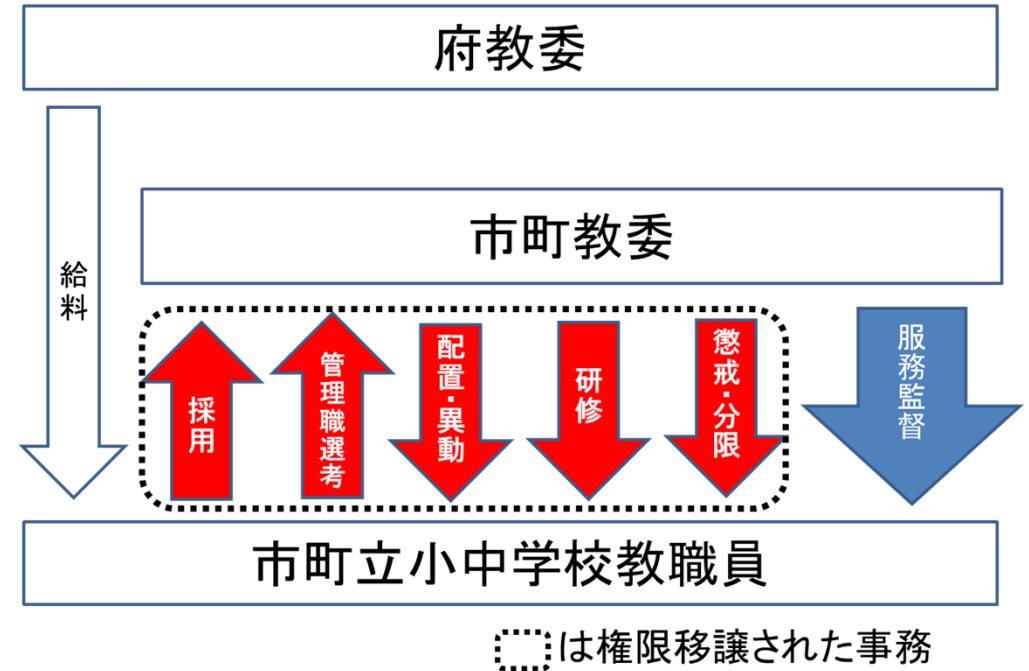
- ・教職員人事権については、教育長の協議により決定すべき内容が多く、また、各市町の教育水準を確保するため、市町間の調整が必要であることから、協議会方式を選択。

大阪府豊能地区教職員人事協議会の設置②

協議会概要



教職員の人事制度(権限移譲後)



地方自治法に基づかない地方公共団体間の連携について

- 地方自治法に基づかない地方公共団体間の連携について、青森県、山梨県、和歌山県、愛媛県、熊本県及び各県内市町村においては、以下の事例が多く見られた。

(消防相互応援協定(消防組織法第39条)等法令上の制度に基づくものを除く。)

- ※ 上記5県に対し、地方自治法に基づかない地方公共団体間の連携(事実上の協議会、任意組織による協力、自主的な協定、覚書、申し合わせ、私法上の委託等)の状況について照会を行った。(平成24年7月1日現在)

○ 厚生福祉

例 病院群輪番制運営

(休日、夜間の救急患者を受け入れる病院の確保、補助金の交付を実施。)

など

○ 環境衛生

例 不法投棄対策

(不法投棄対策のため連携を強化し、広域的監視活動や啓発活動を実施。)

など

○ 交通輸送施設

例 道路整備推進

(道路整備等を促進するための要望活動を実施。)

など

地方自治法に基づかない地方公共団体間の連携の事例

山梨県においては、平成17年より県と県内全市町村を構成団体として山梨県小児救急医療事業推進委員会を共同して設置。

○ 目的

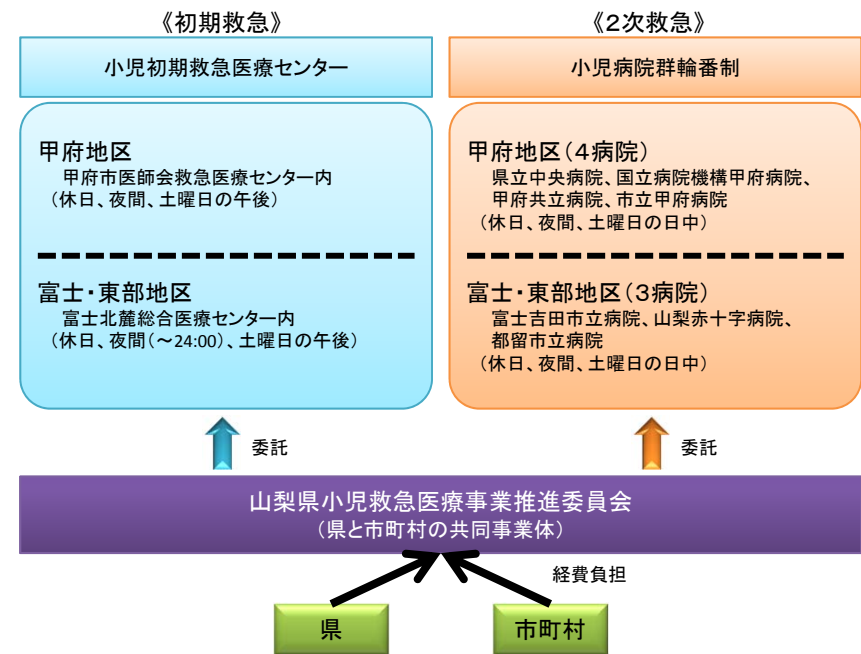
推進委員会は、小児救急医療体制の整備に対する県民の需要が増大していることから、全県を対象とする小児救急医療事業の実施について、効果的かつ安定的な運用を図ることを目的とする。

○ 事業概要

全県を対象とする次の小児救急医療事業などを実施

- ・ 初期救急対応として、小児初期救急医療センター事業（小児科医（病院勤務医や開業医）が交代で出務し、初期救急患者を受け入れるもの）の実施
- ・ 小児初期救急医療センター患者に関する二次救急対応として、小児病院群輪番制の実施

など



○ 推進委員会の構成

県福祉保健部長、県内全市町村長を委員として構成 会長1名、副会長2名、監事2名(いずれも委員の中から選任)

○ 推進委員会での協議事項

- (1)規約の変更
- (2)事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3)事業報告及び収支決算
- (4)経費負担に関する事項
- (5)その他事業に関する事項

過疎法における都道府県代行制度

- 過疎地域自立促進特別措置法において、
 - ① 基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道等で国土交通大臣又は農林水産大臣が指定したもの
 - ② 市町村が管理する公共下水道で国土交通大臣が指定したもの
 について、都道府県計画に基づき、都道府県が市町村に代わって事業を行うことができることを規定。
- 対象地域数：921（対象都道府県数45、対象市町村数775）（平成24年4月1日現在）
- ※ 基幹道路については、豪雪地帯対策特別措置法、半島振興法、山村振興法においても同様の規定がある。

都道府県代行制度の適用件数の推移

年度		平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
道路	市町村道	153	135	119	99	81	62	50
	農道	105	79	59	52	45	38	32
	林道	193	200	188	176	163	158	148
	漁港関連道	0	0	0	0	0	0	0
	合計	451	414	366	327	289	258	230
下水道	新規	4	0	4	5	0	0	0
	新規及び継続	49	34	37	34	18	10	5

出典：「過疎対策の現況」（平成23年10月）

市町村から都道府県への事務委託

- 市町村から都道府県に委託されている事務については、公平委員会に関する事務や公務災害に関する事務、下水道に関する事務が多くみられる。
- 東日本大震災の被害を受けた市町村において、災害弔慰金等支給審査会に関する事務、災害廃棄物に関する事務の県への委託が行われている。

区分	事務の名称	委託件数	構成団体等
①数都道府県にわたるもの	競艇事業に関する事務(場外発売事務等)	28	18市1町9組合(滋賀県へ委託)
②都道府県内のもの	児童福祉に関する事務 (児童自立支援施設事務等)	10	宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、大阪府、岡山県、熊本県(9府県)
	介護認定審査に関する事務	8	京都府
	災害弔慰金等支給審査会に関する事務	16	岩手県、宮城県(2県)
	上水道に関する事務(施設管理事務)	4	広島県
	下水道に関する事務(使用料徴収事務等)	85	茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、滋賀県、大阪府、兵庫県(9都府県)
	災害廃棄物に関する事務	25	岩手県、宮城県(2県)
	区画整理に関する事務	1	長崎県
	消防、救急に関する事務	59	東京都、千葉県(2都県)
	職員研修に関する事務	58	福井県、鳥取県、島根県(3県)
	公務災害に関する事務	183	富山県、愛知県、三重県(3県)
	公平委員会に関する事務	1,137	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、神奈川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県(30道県)
	小計	1,614	

(平成24年7月1日現在:総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』による)

※ 市町村の事務を都道府県に委託する場合には、現行法の事務委託の制度において、どのような事務を対象となしうるのかという点に関しては、都道府県に事務を処理する体制がなく、かつ、管理執行の職員をあらたに置かない限りできない場合、かかる事務は委託にふさわしくないものと考えられる。

高知県地域支援企画員制度

地域支援企画員制度は、平成15年度から開始

ねらい

市町村と連携しながら、実際に地域に入り、住民の皆様と同じ目線で考え、地域とともに活動することを基本にして、それぞれの地域の実情やニーズに応じた支援を行うことによって、地域の自立や活性化を目指す。

(官民協働による地域づくり)

福祉や農業といった分野ごとに設置された県の出先機関に属さない職員が、市町村役場など、実際に地域に駐在し、それぞれの職員の視点で自主的に活動を行う制度。

(平成15年度)
スタート・・・7名(元気の応援団長)

(平成16年度)
体制強化・・・7名→50名体制

(平成17年度～)
再強化・・・50名→60名体制

役割

- ・住民が主体となって取り組む地域づくり活動へのアドバイス
- ・先進事例の紹介、支援制度の情報提供や地域の取組等の対外的な情報発信
- ・地域におけるコーディネート(人と人をつなぐ)活動の展開

地域の元気づくりへの支援

- ・グリーンツーリズムの体験メニューづくりや運営の仕組みづくりなどの取り組みへの応援
- ・地域資源を活かした商品開発、販売、地産地消などへの応援
- ・住民グループの活動などのまちづくりへの応援
- ・商店街の振興など、街の活性化

(具体的な活動)

地域の支え合いの仕組みづくりへの支援

- ・自主防災の組織化、防災マップづくり、勉強会等の活動の応援
- ・集落で住民が楽しく集える場づくり
- ・高齢者、子育て支援など、地域で、助け合い、支え合う活動への応援

小規模市町村の取組み等について①

1. 和歌山^{きたやまむら}県北山村

①村の概要・特色

- 平成22年国勢調査人口:486人(高齢化率:50.4%)、面積:48.21km²、H23.4.1職員数:24人
- 周囲を他県(三重・奈良両県)に囲まれた、全国で唯一の飛び地の小さな村。
- 「筏の村」「じゃばらの里」「おくとろ温泉」などの村の固有資源を活用した観光事業を中心とした「自主的なむらづくり」の実現に取り組んでいる。
- 古来より北山村でしか栽培されていなかった柑橘類「じゃばら」を特産物として販売。ここ数年来、花粉症に効果があるということから人気も高まり、今では村の基幹産業となっている。
- 平成19年に、日本初の自治体運営ブログポータルサイト「村ぶろ」をオープンし、中山間地域の交流化の活性化や観光客の増加、じゃばらブランドの販路拡大の推進に取り組んでいる。

②事務処理のあり方について

- 団体としての存続が前提であるが、後期高齢者医療制度を広域連合で実施しているように、広域連携・共同処理は積極的に行うべき。国民健康保険、介護保険等、法定事務や各市町村で共通した事務は県や広域連合等が行い、それ以外の事務(地域振興、特色ある教育等)は各市町村の状況に応じ、地域に特化して独自に行うようにすべきである。
- 各市町村で共通した事務については、広域連携・共同処理を行いたいが、調整が難しく、それぞれの事務について苦勞をしながら広域で行っている。(常備消防:なし、し尿処理:和歌山県内の一部事務組合で共同処理、ごみ処理:奈良県内の一部事務組合に委託)
- 介護サービス事業は村の社会福祉協議会が実施。規模が小さいことから供給が限られており、デイサービスとホームヘルパーのみを行っている。そのため保険料が安く抑えられている面もある。
- 常備消防を持つ財政的余裕がないため、村の新規採用職員を短期間、県の消防学校で研修を受けさせ、簡単な救急対応をできるようにしている。
- 役場職員一人一人の役割がとても重要なので優れた職員の確保が課題である。

小規模市町村の取組み等について②

2. 長野県木島平村

きじまだいらむら

①村の概要・特色

- 平成22年国勢調査人口:4,939人(高齢化率:32.2%)、面積:99.31km²、H23.4.1職員数:83人
- 農村での誇りある暮らしと都市と農村の共生を目指した「『農村文明』の創生」の取組を進めており、平成22年3月に「農村文明塾」を開塾し、農村学講座やオープンカレッジを開催し多くの成果を得ている。平成24年7月に「全国村長サミット」を初開催し、小さな自治体・村の存続を訴える全国のネットワークを進展させている。
- 5,000人規模の村の持続が可能な村づくりのため「村力再生プロジェクト5000」を推進し、村内での産業振興、雇用の拡大、移住・定住の拡大のための取組を展開している。質の高い米だけを集めて「村長の太鼓判」として販売し、「木島平米」のブランド化戦略を進めている。
- 教員の教育力向上を目指して外部講師の招聘や教員同士でそれぞれ授業評価を行うなど、小学校授業研究を実施する等の「木島平型教育」を推進している。

②事務処理のあり方について

- 5,000人規模の村の持続可能な村づくりを進めており、役場が地域全体の住民の状況について十分把握し、行政サービスの提供、地域活性化に取り組むことが役場の役割として重要であり、地域に密着した業務等、地域でできる事務については地域で行うべきである。
- 法律で義務づけられた事務についても同様であり、困難を伴うことがあっても自ら行うべきである(国民年金保険料の納付率は、100%に近かった)。
- 役場職員は行政サービスの提供を行うとともに、地域を支える担い手としての役割も果たしている。
- 役場職員一人一人の役割がとても重要なので優秀な職員の確保が課題である。

カナダにおける固定資産税に係る資産評価体制（ブリティッシュ・コロンビア州の例）

1 公社設立の背景

- ブリティッシュ・コロンビア州では、市町村が固定資産税の評価を行っていたが、州内の評価方法の統一のため、1974年に評価公社法に基づき「ブリティッシュ・コロンビア州評価公社 (British Columbia Assessment Authority:BCAA)」が設立され、同公社が州内の評価事務を一括して実施

2 公社の組織

- 州任命の理事12名から成る理事会が、公社の方針決定や運営の責任を有する
- 理事会任命の長官が、公社運営を統括する
- 本社と16の地域事務所。約650名の常勤職員
- 固定資産への税が主たる財源（全体の9割以上）

3 評価及び課税の事務分担

- 州...評価法の改正等、固定資産税制度の企画立案（非課税措置、課税の特例措置の設定を含む。）
- BCAA ...評価における具体の算定方法の策定と評価事務の実施
- 市町村...税率決定を通じた最終的な税負担の決定、徴収事務

4 評価事務の流れ

- ① 毎年 BCAAが評価額算定
- ② 12月31日まで BCAAが評価台帳を調製、市町村へ送付（納税者にも評価額を通知）
→市町村は歳出予算額と総評価額から逆算して税率を決定
- ③ 6月頃 市町村が納税通知書を納税者に送付

※ 出典:BCAAホームページ、山崎一樹「カナダにおける固定資産税の評価について」地方税1999年10月号

※ 州内に市町村が組織されていない地域については、州が賦課徴収を実施している。

※ カナダでは、ブリティッシュ・コロンビア州以外にも、例えば、オンタリオ州では法律に基づいて設立された法人が評価し、アルバータ州では多くの自治体で評価について民間委託が行われている。

自治体クラウドについて

自治体クラウドとは

- 地方公共団体がシステムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自庁舎で保有・管理することに代えて、外部のデータセンターにおいて保有・管理し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組み
- 複数の地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を推進

自治体クラウドのメリット

- システム運用経費の削減(3割程度～)、業務負担の軽減
- 業務の効率化、標準化
- 災害に強い基盤構築(データのバックアップの確保、業務の継続性やセキュリティの向上)

データセンターの特徴

- 耐震・免震構造
- 無停電電源、非常用電源
- 火災感知・報知システム
- 厳重な入退館管理 等

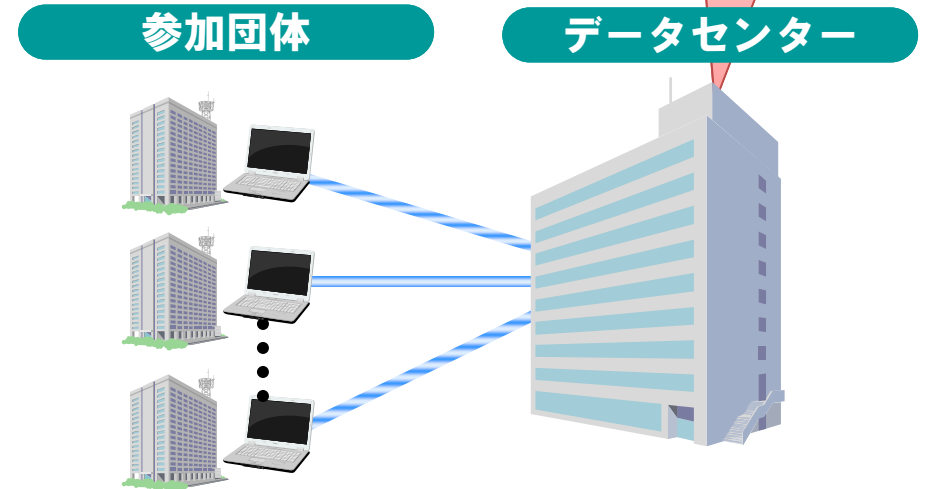
導入に当たっての課題

- システムの共同化に向けた業務改革
- 「ベンダーロック」(困り込み)の解消
 - 事業者毎に異なるデータ形式、データ移行経費の負担等

総務省の取組み

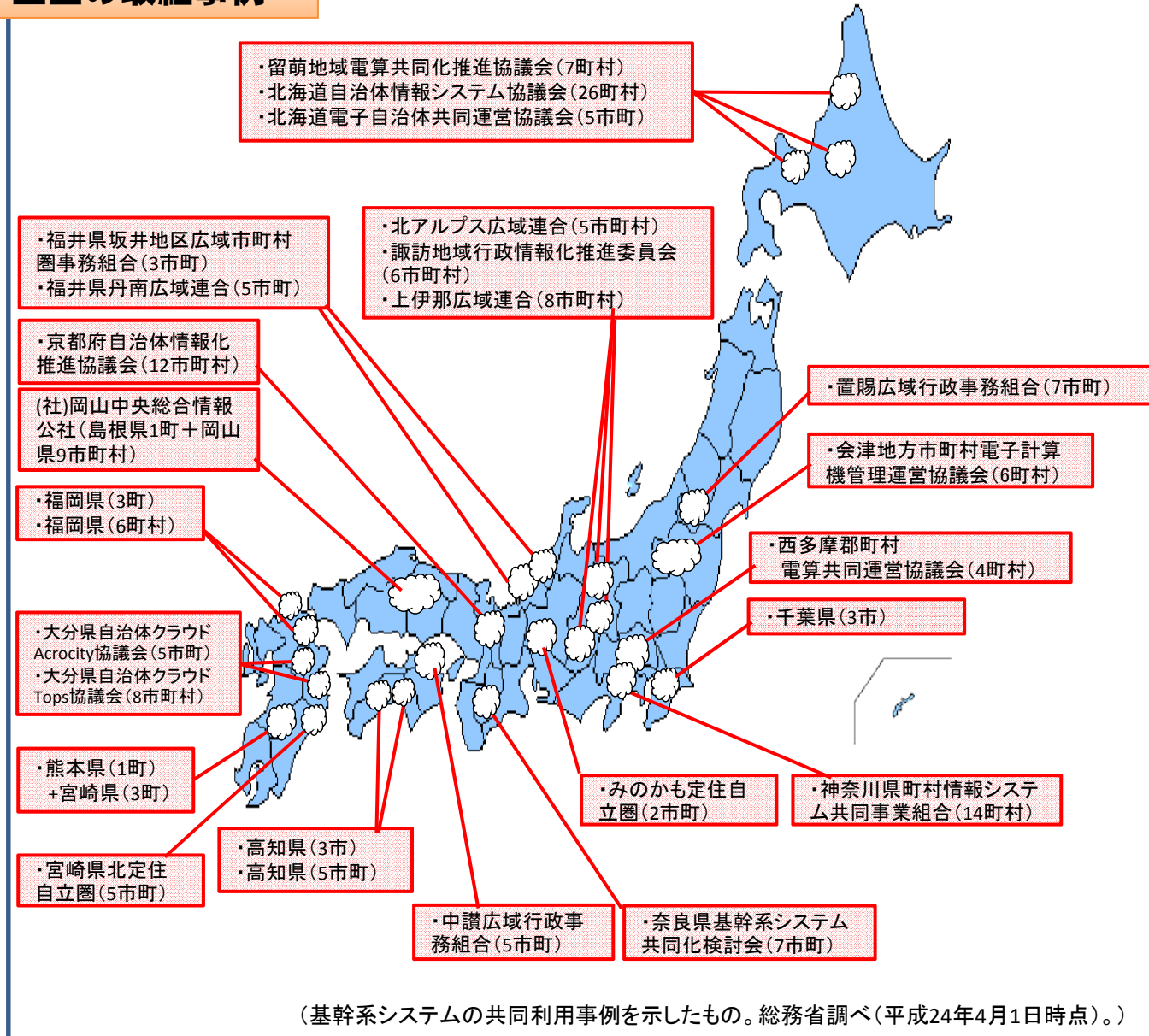
- 全国展開の推進
- 初期負担の軽減
 - 共同化計画策定・データ移行に対する地財措置(H23年度～)

【自治体クラウド導入イメージ】



自治体クラウドの主な取組事例

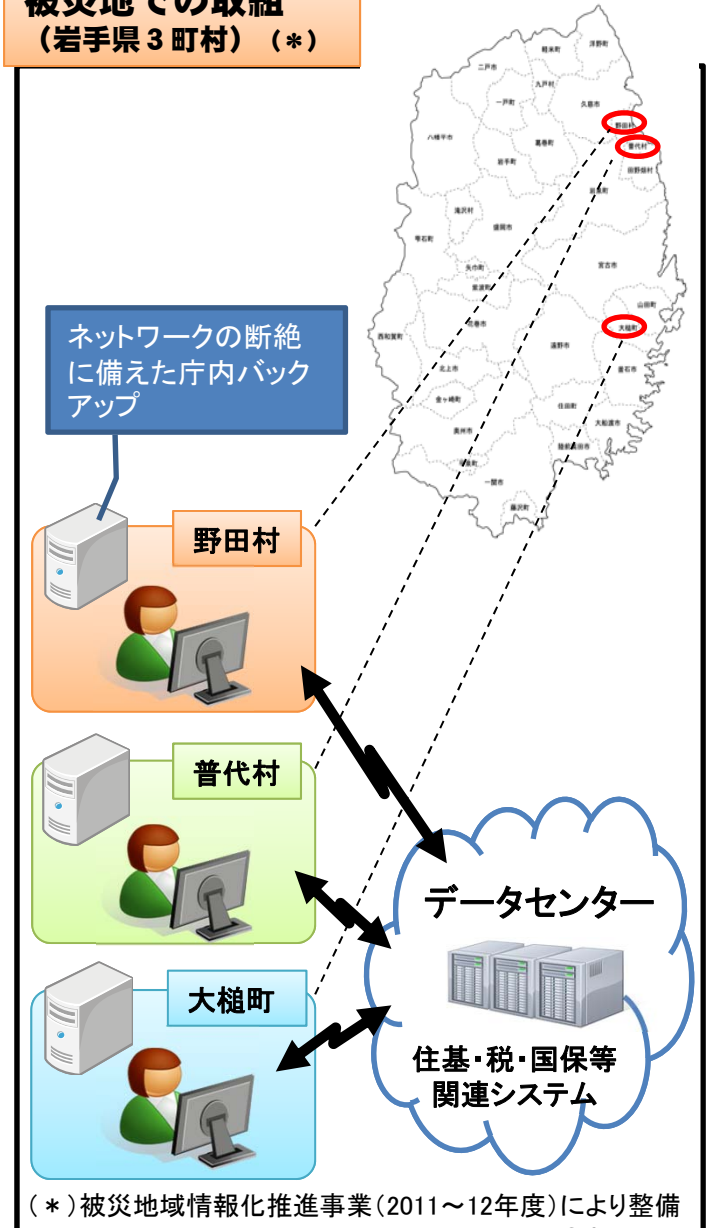
全国の取組事例



(基幹系システムの共同利用事例を示したもの。総務省調べ(平成24年4月1日時点)。)

被災地での取組

(岩手県3町村) (*)



(*)被災地域情報化推進事業(2011~12年度)により整備

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について①

調査概要

全市町村(政令市を除く1,699団体。)を対象に市町村における事務処理の現状や今後のあり方について調査を実施。(平成24年12月31日現在)

◇共同処理を実施する上での問題点

現在、事務の共同処理を実施する上での問題点については、

- 一部事務組合、広域連合については、「課題がある」とする市町村の割合が高く、その課題として、「迅速な意思決定が困難である」こと、「構成団体の意見が反映されにくい」ことが多く選択されている。
- 協議会、機関等の共同設置、事務の委託については、「課題がある」とする市町村において、各共同処理の方式の課題として、
 - ・ 協議会は、「迅速な意思決定が困難である」ことが多く選択されている。
 - ・ 機関等の共同設置は、「その他」の問題点として、幹事となる市町村の負担が大きいことなどが挙げられている。
 - ・ 事務の委託は、「構成団体から事務処理に当たって必要な情報を把握することが困難である」ことが多く選択されている。

共同処理の方式	実施市町村数	課題がある	共同処理の問題点(複数回答可)							特に課題はない
			迅速な意思決定が困難である	構成団体の意見が反映されにくい	責任の所在が不明確である	構成団体から事務処理に当たって必要な情報を把握することが困難である	その他			
一部事務組合	1,623	526 <32.4%>	413 (78.5%)	218 (41.4%)	79 (15.0%)	61 (11.6%)	49 (9.3%)	1,097 <67.6%>		
広域連合	1,578	412 <26.1%>	271 (65.8%)	176 (42.7%)	102 (24.8%)	41 (10.0%)	43 (10.4%)	1,166 <73.9%>		
協議会	664	174 <26.2%>	149 (85.6%)	61 (35.1%)	32 (18.4%)	14 (8.0%)	15 (8.6%)	490 <73.8%>		
機関等の共同設置	708	109 <15.4%>	74 (67.9%)	28 (25.7%)	21 (19.3%)	14 (12.8%)	16 (14.7%)	599 <84.6%>		
事務の委託	1,106	145 <13.1%>	69 (47.6%)	56 (38.6%)	22 (15.2%)	27 (18.6%)	24 (16.6%)	961 <86.9%>		

※ 「課題がある」「特に課題はない」の< >内は、実施市町村数に対する割合

※ 「共同処理の問題点」の()内は、「課題がある」とした市町村数に対する割合

○ 「その他」の自由記述欄に記載された主な内容

- ・ 「機関等の共同設置」では、幹事となる市町村の負担が大きい、構成市町村それぞれの事務処理に違いがある場合の処理が煩雑
- ・ 「事務の委託」では、費用負担の調整が困難である、対等の立場で協議ができていないなどの問題点が挙げられている。

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について②

◇事務処理体制の整備のあり方

今後の市町村における事務処理体制の整備のあり方について、中長期的な方向として、

- 「周辺市町村との共同処理」を46.9%、「処理が困難な事務について都道府県が処理」を33%の市町村が選択している。
- 一方で、「市町村合併による行財政基盤の強化」を選択した割合は低くなっている。
- 周辺市町村との共同処理、都道府県による処理を検討する必要がある事務については、
 - ・ 「税の徴収」「国民健康保険」「介護保険」「障害者福祉」は、周辺市町村との共同処理と都道府県による処理を検討する必要がある事務のいずれにも選択されている。
 - ・ 周辺市町村との共同処理を検討する必要がある事務には、上記の他「ごみ処理」「消防・救急」「観光」などが選択されている。
 - ・ 都道府県による処理を検討する必要がある事務には、上記の他「後期高齢者医療」「文化財」「生活保護」などが選択されている。

○ 事務処理体制の整備のあり方（複数回答可）

	市町村数	市町村合併による 行財政基盤の強化	周辺市町村との 共同処理	処理が困難な事務に ついて都道府県が処理	その他
全体	1,699	92 (5.4%)	797 (46.9%)	561 (33.0%)	142 (8.4%)
大都市部	244	17 (7.0%)	133 (54.5%)	94 (38.5%)	30 (12.3%)
その他の地域	1,455	75 (5.2%)	664 (45.6%)	467 (32.1%)	112 (7.7%)

※ 「大都市部」は、三大都市圏の特別区及び政令市の通勤・通学10%圏内の市町村(特別区を除く。)とする。

○ 周辺市町村との共同処理を検討する必要がある事務について（上位10事務、複数回答可）

事務名	税の徴収	国民健康 保険	ごみ処理	介護保険	消防・救急	観光	障害者福祉	上水道	し尿処理	火葬場
回答数	274	209	171	158	154	152	134	90	90	88

○ 処理が困難な事務について都道府県による処理を検討する必要がある事務について（上位10事務、複数回答可）

事務名	国民健康 保険	介護保険	障害者福祉	後期高齢者 医療	税の徴収	文化財	生活保護	道路・橋りょう	河川管理	保健衛生
回答数	332	127	94	93	82	79	72	67	56	54

※ 網掛けした事務は、「周辺市町村との共同処理を検討する必要がある事務」と「都道府県による処理を検討する必要がある事務」のいずれにも選択されている事務。

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について③

◇周辺市町村との共同処理を検討する必要がある理由

「周辺市町村との共同処理」を選択した市町村が、共同処理の検討の必要があると選択した事務について、

- 回答数が最も多かった「税の徴収」は、選択した理由として、職員の専門知識の不足、人員の不足が多く挙げられている。
- 全体的には、共同処理を検討する必要がある理由として、財源の不足、人員の不足が多く挙げられている。

(回答数上位10事務, 複数回答可)

事務の種類	回答数	周辺市町村との共同処理を検討する必要がある理由				
		財源の不足	人員の不足	職員の専門知識の不足	行政サービスの提供に必要な事業規模を確保できないこと	その他
税の徴収	274	29 (10.6%)	156 (56.9%)	199 (72.6%)	4 (1.5%)	72 (26.3%)
国民健康保険	209	146 (69.9%)	94 (45.0%)	50 (23.9%)	44 (21.1%)	57 (27.3%)
ごみ処理	171	111 (64.9%)	47 (27.5%)	26 (15.2%)	70 (40.9%)	54 (31.6%)
介護保険	158	69 (43.7%)	96 (60.8%)	78 (49.4%)	31 (19.6%)	49 (31.0%)
消防・救急	154	75 (48.7%)	79 (51.3%)	40 (26.0%)	41 (26.6%)	58 (37.7%)
観光	152	50 (32.9%)	57 (37.5%)	38 (25.0%)	44 (28.9%)	69 (45.4%)
障害者福祉	134	37 (27.6%)	75 (56.0%)	79 (59.0%)	40 (29.9%)	30 (22.4%)
上水道	90	46 (51.1%)	44 (48.9%)	43 (47.8%)	19 (21.1%)	26 (28.9%)
し尿処理	90	57 (63.3%)	26 (28.9%)	16 (17.8%)	34 (37.8%)	23 (25.6%)
火葬場	88	61 (69.3%)	33 (37.5%)	16 (18.2%)	32 (36.4%)	23 (26.1%)

※ ()内は、回答数に対する割合。

※ は、回答数に対し60%以上選択された項目、 は、50%以上60%未満の項目。

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について④

◇都道府県による処理を検討する必要がある理由

「処理が困難な事務について都道府県が処理」を選択した市町村が、都道府県による処理を検討する必要があると選択した事務について、

- 回答数が最も多かった「国民健康保険」は、選択した理由として、財源の不足が多く挙げられている。
- 全体的には、周辺市町村との共同処理を検討する必要がある理由と比べて、職員の専門知識の不足が理由として多く挙げられている。

(回答数上位10事務, 複数回答可)

事務の種類	回答数	都道府県による処理を検討する必要がある理由				
		財源の不足	人員の不足	職員の専門知識の不足	行政サービスの提供に必要な事業規模を確保できないこと	その他
国民健康保険	332	246 (74.1%)	116 (34.9%)	67 (20.2%)	87 (26.2%)	106 (31.9%)
介護保険	127	73 (57.5%)	62 (48.8%)	55 (43.3%)	30 (23.6%)	35 (27.6%)
障害者福祉	94	31 (33.0%)	44 (46.8%)	65 (69.1%)	24 (25.5%)	28 (29.8%)
後期高齢者医療	93	48 (51.6%)	40 (43.0%)	27 (29.0%)	28 (30.1%)	29 (31.2%)
税の徴収	82	10 (12.2%)	46 (56.1%)	60 (73.2%)	5 (6.1%)	22 (26.8%)
文化財	79	25 (31.6%)	41 (51.9%)	55 (69.6%)	10 (12.7%)	15 (19.0%)
生活保護	72	35 (48.6%)	48 (66.7%)	46 (63.9%)	10 (13.9%)	15 (20.8%)
道路・橋りょう	67	42 (62.7%)	31 (46.3%)	43 (64.2%)	6 (9.0%)	9 (13.4%)
河川管理	56	33 (58.9%)	29 (51.8%)	33 (58.9%)	9 (16.1%)	8 (14.3%)
保健衛生	54	20 (37.0%)	22 (40.7%)	27 (50.0%)	13 (24.1%)	21 (38.9%)

※ ()内は、回答数に対する割合。

※ は、回答数に対し60%以上選択された項目、 は、50%以上60%未満の項目。